

議案第20号

令和5年度鳥取県営埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度鳥取県営埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 | 1.0ヘクタール |
| (2) 米子港旗ヶ崎地区埋立地売却面積 | 0.4ヘクタール |
| (3) 事業用借地権に基づく埋立地貸付面積 | 14.5ヘクタール |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 埋立事業収益	281,151千円
第1項 営業収益	250,760千円
第2項 営業外収益	30,391千円
支 出	
第1款 埋立事業費	251,360千円
第1項 営業費用	223,197千円
第2項 営業外費用	28,163千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額45,021千円は、

過年度分損益勘定留保資金 45,021 千円で補てんするものとする。)

支 出

第1款 資本的支出	45,021 千円
第1項 他会計からの長期借入金償還金	40,000 千円
第2項 利子補給金返還金	5,021 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、95,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 18,698 千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的

(1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	495 千円
(2) 職員の児童手当に要する経費	240 千円

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治